
規制改革会議ヒアリング用資料

平成21年1月23日

全国信用情報センター連合会

1. 無担保無保証借入の残高がある者の借入件数ごとの登録状況
2. 登録件数減少要因の分析
(借入件数5件以上人数減少要因の推定)
3. 契約見直し情報登録状況
4. 過払金返還請求に伴う情報登録に関する訴訟一覧

1. 無担保無保証借入の残高がある者の借入件数ごとの登録状況

<平成19年>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1件	491.1	491.6	497.9	500.4	501.9	501.4	501.4	504.9	505.7	508.4	507.4
2件	232.9	233.4	235.2	236.1	237.1	237.5	237.7	238.8	239.1	240.0	239.9
3件	155.8	156.0	155.1	155.0	155.3	155.6	155.6	156.1	156.3	155.5	155.1
4件	116.0	115.8	113.6	113.2	112.3	111.9	111.7	111.3	111.0	109.4	108.2
5件以上	176.8	171.1	164.1	161.1	154.8	149.5	146.9	143.1	138.6	132.8	125.4
合計人数	1172.5	1167.9	1165.8	1165.7	1161.4	1155.8	1153.5	1154.2	1150.8	1146.2	1136.0
延滞情報 のある者	174.9	177.2	177.4	180.0	180.4	181.6	184.2	186.5	189.1	189.4	190.0

<平成20年>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1件	505.6	505.7	508.3	509.5	509.9	514.5	512.9	513.2	514.6	514.5	517.7	518.4
2件	239.4	239.3	239.8	240.2	240.8	242.0	241.7	241.9	242.4	242.5	242.9	244.6
3件	154.9	154.6	154.4	154.5	155.2	154.3	154.0	153.8	153.9	153.8	153.5	153.8
4件	108.1	107.3	106.3	105.8	105.9	104.0	103.2	102.5	102.2	101.5	100.7	98.6
5件以上	124.2	121.6	117.7	114.4	109.1	104.3	101.6	98.9	97.0	94.5	92.5	81.0
合計人数	1132.2	1128.4	1126.4	1124.4	1121.1	1119.1	1113.5	1110.2	1110.2	1106.9	1107.4	1096.4
延滞情報 のある者	193.4	196.5	199.1	201.8	205.2	203.6	207.2	210.0	213.1	215.7	218.7	220.7

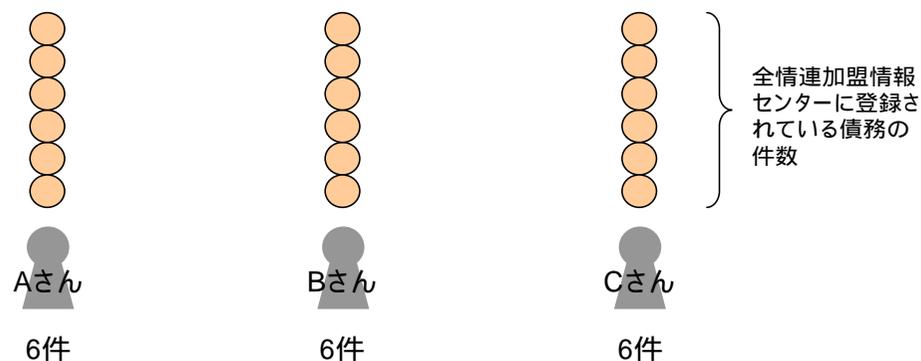
表の見方

- (1) 1件でも無担保無保証借入の残高がある者を、無担保無保証の借入件数ごとに集計したもの。完済した債務や残高がゼロの契約や無担保無保証以外の債務は1件として数えない。
債務者が破産や特定調停など法的整理を行った後に債権放棄されていないもの、貸金業者が過払金返還請求に応じたあとに残高があるもの(H20.1以降)については1件として数える。
- (2) 「延滞」は、約定返済日(又は入金予定日)から3ヶ月以上なら入金されないもの

2. 登録件数減少要因の分析(1)

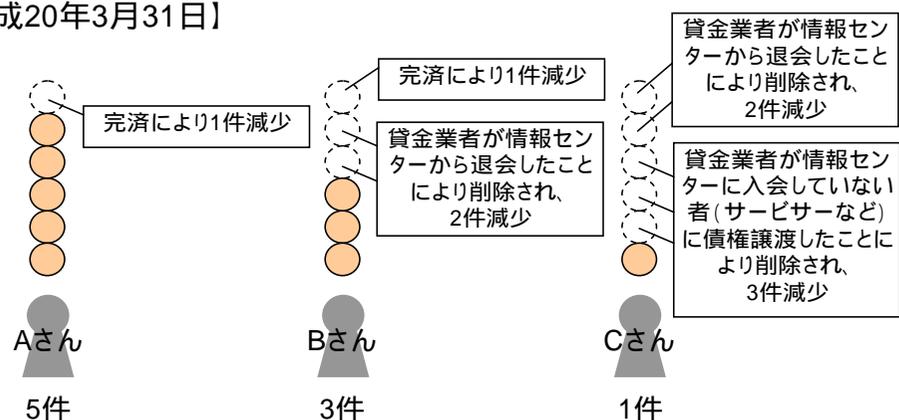
借入件数5件以上人数の減少要因を分析するには「件数」変化に着目する必要あり

【平成19年3月31日】



残高有借入件数 / 人	人数	件数
:	:	:
6件	3人	18件
:	:	:

【平成20年3月31日】

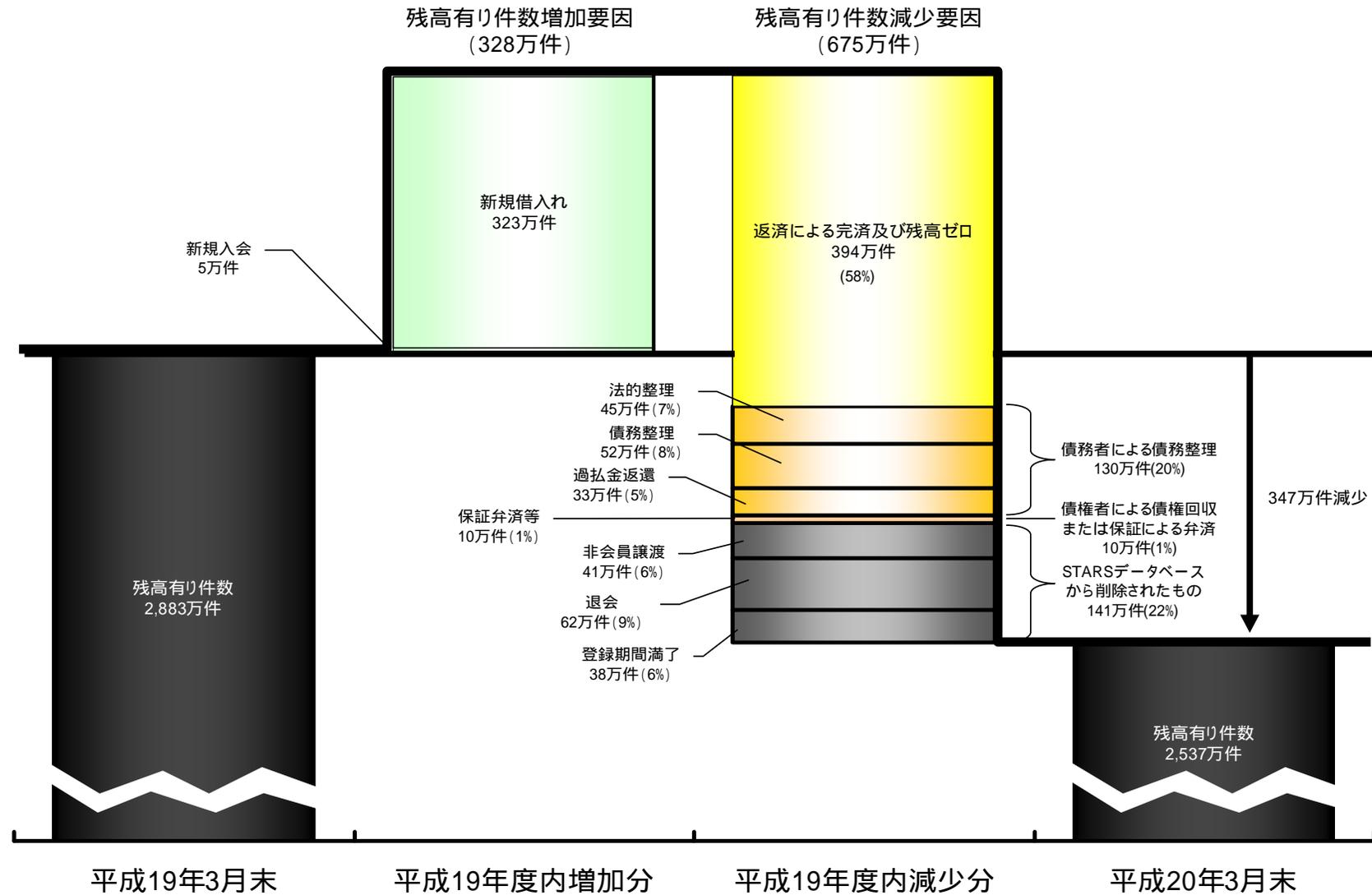


残高有借入件数 / 人	人数	件数
1件	1人	1件
2件	-	-
3件	1人	3件
4件	-	-
5件	1人	5件
:	:	:

上図では、5件以上の借入者の人数が3名から1名に減ったが、減った要因が複数あるため、「5件以上の借入者が」という理由で2名減った」とは言えない。したがって、減少した件数(Aさんの1件、Bさんの3件、Cさんの5件)がどのような要因で減少したかの分析(完済により2件、退会により4件、債権譲渡により3件)を行う。

2. 登録件数減少要因の分析(2)

残高有り登録件数減少要因の分析(平成19年3月末～平成20年3月末)

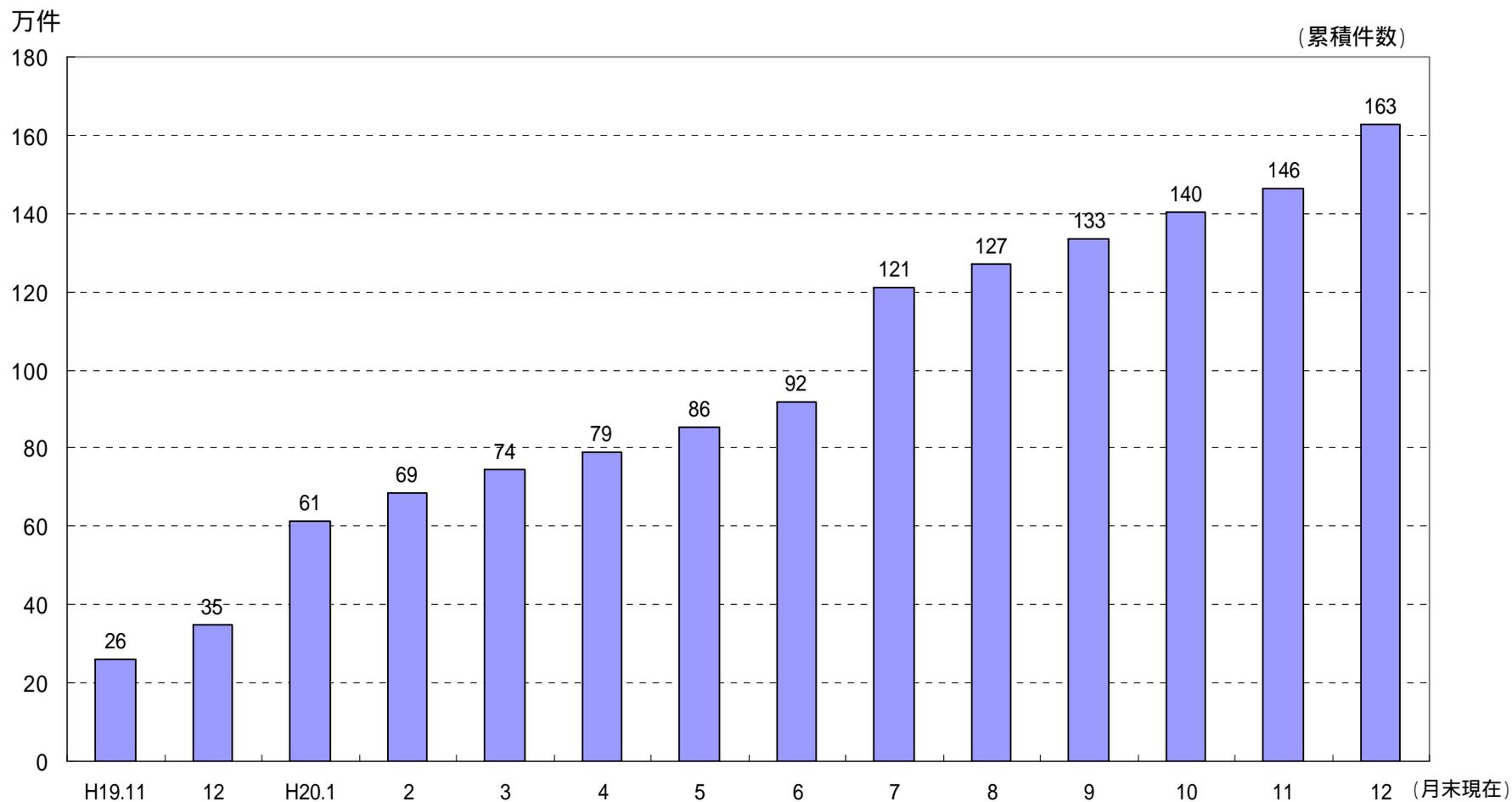


3. 契約見直し情報登録状況(1)

サービス情報「71 契約見直し」の定義：債務者から過払金返還の請求があり、会員がそれに応じたもの

平成19年9月より「71契約見直し」情報を新設(登録期間は5年間)、それまでは「32債務整理」情報として登録

なお、顧客がすでに完済した契約に関して、その後過払金返還請求に応じた場合は「71契約見直し」情報を報告することはできない



3. 契約見直し情報登録状況(2)

平成20年12月2日時点

「71契約見直し」付帯情報	144.4万件
を保有する顧客数	87.5万人

「71契約見直し」情報が登録された後、

A 新たな貸付情報が登録された顧客数	4.4万人	(上記の5%)
B 新たな貸付情報が登録されていない顧客数(未完情報あり)	54.1万人	(上記の62%)
C 完済情報のみの顧客数(未完情報無し)	29.0万人	(上記の33%)

過払金返還請求に伴う情報登録に関する訴訟一覧

[参考]

被告 判決日・裁判所	原告の主張	判決概要
<p>会員三社 平成19.3.19東京地裁 平成19.8.7東京高裁</p>	<p>過払金返還請求に伴って登録された「債務整理」等の情報は事実と異なり、この情報により、原告は多重債務者と同列に置かれ、社会的信用は失墜し、名誉をき損された。</p>	<p><u>【原告（・控訴人）請求棄却】</u> 債務整理等の情報は原告の名誉を毀損する行為に該当する。しかし情報項目の定義については、全情連に裁量権が認められる性質のものであり、登録方法も不合理とはいえないため、原告に対する名誉毀損の不法行為は成立しない。（一審・二審）</p>
<p>全情連加盟センター 平成19.8.6神戸地裁 平成20.1.30大阪高裁</p>	<p>原告の過払金返還請求に伴って登録された「債務整理」情報は事実と異なる。被告がこの情報を登録し、抹消を拒絶したことは、原告らの名誉と信用をき損する不法行為であり、精神的苦痛を被った。</p>	<p><u>【原告（・控訴人）請求棄却】</u> 債務整理情報の登録は原告の名誉を毀損する行為に該当する。しかし、信用情報の登録は公共性が認められること及び過払金返還請求を債務整理に分類することが不合理とも言えず真実に合致するものというべきであることから、原告に対する名誉毀損は違法性が阻却される。（一審） 全情連の債務整理の定義には「過払金返還請求」が含まれるため、情報登録は真実である。「債務整理」という用語を用いることが直ちに不法行為を構成するものではない。（二審）</p>
<p>全情連・JDB・会員二社 平成20.7.22東京地裁 平成20.12.25東京高裁</p>	<p>過払金返還請求に伴って登録された「債務整理」情報は事実と異なる。自己情報コントロール権が侵害されると共に名誉を毀損され、精神的苦痛を被った。</p>	<p><u>【原告（・控訴人）請求棄却】</u> 債務整理情報の登録は、全情連及びJDBの報告基準に合致しているため誤情報ではない。また、任意の過払金返還の交渉をしている段階では過払金返還請求権を有するかは確定していないため、「債務整理」と報告する基準が不当であるとまではいえない。（一審・二審）</p>
<p>全情連・会員一社 平成20.12.25大阪地裁</p>	<p>過払金返還請求に伴って登録された「債務整理」情報が訂正されないのは、全情連が誤った基準を設定しているためであり、情報登録後5年間は融資を受けられないなど原告の名誉・信用・プライバシーを侵害した。</p>	<p><u>【原告請求棄却】</u> 過払金返還請求を「債務整理」と区分することは不合理ではない。全情連は、加盟会社の個々の債務者との関係において適正な個人信用情報の登録、管理、提供がなされるようにすべき注意義務を負うものということとはできない。</p>